

新宿区教育委員会会議録

平成28年第3回定例会

平成28年3月4日

新宿区教育委員会

平成28年第3回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成28年3月4日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時10分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	今 野 雅 裕	委員長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	菊 池 俊 之
委 員	菊 田 史 子	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	中 澤 良 行	中央図書館長	藤 牧 功 太 郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	遠 山 竜 多	学校運営課長	山 本 誠 一
統括指導主事	早 川 隆 之	統括指導主事	小 林 力
統括指導主事	篠 塚 幸 次	文化観光課長	橋 本 隆

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

議事日程

議案

- 日程第 1 第 15 号議案 新宿区教育ビジョン個別事業（平成 28 年度～29 年度）について
- 日程第 2 第 16 号議案 新宿区立図書館基本方針の改定及び素案に対するパブリック・コメントの実施結果について
- 日程第 3 第 17 号議案 第四次新宿区子ども読書活動推進計画の策定及び素案に対するパブリック・コメントの実施結果について
- 日程第 4 第 18 号議案 新宿区指定文化財の指定及び登録文化財の登録について

報告

- 1 平成 27 年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の審査結果について
(教育支援課長)
- 2 平成 28 年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて
(学校運営課長)
- 3 その他

◎ 開 会

○今野委員長 ただいまから、平成28年新宿区教育委員会第3回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いします。

○羽原委員 分かりました。

○今野委員長 なお、本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により補助執行している事務についての説明を受けるため、地域文化部文化観光課長に出席していただいております。

本日の進行につきましては、初めに日程第4 第18号議案の説明を受け、審議した後、日程第1 第15号議案に戻って、順次進行するものとします。

◎ 第15号議案 新宿区教育ビジョン個別事業（平成28年度～29年度）について

◎ 第16号議案 新宿区立図書館基本方針の改定及び素案に対するパブリック・コメントの実施結果について

◎ 第17号議案 第四次新宿区子ども読書活動推進計画の策定及び素案に対するパブリック・コメントの実施結果について

◎ 第18号議案 新宿区指定文化財の指定及び登録文化財の登録について

○今野委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第15号議案 新宿区教育ビジョン個別事業（平成28年度～29年度）について」、「日程第2 第16号議案 新宿区立図書館基本方針の改定及び素案に対するパブリック・コメントの実施結果について」、「日程第3 第17号議案 第四次新宿区子ども読書活動推進計画の策定及び素案に対するパブリック・コメントの実施結果について」、「日程第4 第18号議案 新宿区指定文化財の指定及び登録文化財の登録について」を議題とします。

それでは、第18号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第18号議案について御説明させていただきます。

第18号議案、新宿区指定文化財の指定及び登録文化財の登録についてでございます。

今回、新宿区指定文化財の指定が3件、新宿区登録文化財の登録が1件となっております。

す。

議案の詳細については、文化観光課長から御説明させていただきます。

○文化観光課長 それでは、新宿区指定文化財の指定が3件ございますが、御説明をそれぞれの物件ごとにさせていただきます。

まずは、堀部武庸加功遺跡之碑でございます。いわゆる堀部安兵衛と言ったほうがお分りになるかと思いますが、この堀部安兵衛の功績をたたえる碑でございます。

諮問・答申の年月日は記載のとおりでございます。

種別は指定史跡でございます。所在地・所有者、記載のとおりでございます。

本物件の御説明ですが、江戸時代に高田馬場の管理を委託されておりました甲州屋の子孫であります行田久蔵が明治43年に明治政府から馬場の一角をもらい受け、堀部安兵衛の功績とゆがめられた伝説を正すことを目的として建立したものでございます。

てん額、この碑の一番大きな字を書いたのが西園寺公望、後の総理大臣を二度務めた方でございます。賛助者といたしましては、頭山満、犬養毅、大隈重信など当時の名士が名を連ねてございます。

当初この碑は、現在区道になっておりますが、茶屋通りの行田方の植木園に建てられたものでございますが、昭和46年6月に現在地に移されたものでございます。総高は350センチでございます。

指定の理由です。この記念碑が建てられた当時は、ちょうど日露戦争後の国家主義の高揚を背景として、忠臣蔵の再評価が高まった時期でもございました。また、あわせて明治から大正にかけては、全国的に建碑ブームが起こっております。四谷大木戸にございます玉川上水の碑なども、このときに建てられたものでございます。歴史上の事象ですとか、あるいは人物に関する顕彰運動が広範に行われたものでございます。

一方で、高田馬場の管理を行ってきた行田家により、かつての馬場の地に建立されたものであり、現在も町名ですとか、駅名、あるいは地域の伝承、歴史的記憶をとどめている高田馬場の決闘との地域のかかわりを示す文化財であり、大変貴重なものでございます。

続きまして、次のページを御覧ください。

イになります。西條八十旧居跡でございます。

諮問・答申の年月日は記載のとおりでございます。

種別、指定史跡でございます。所在地・所有者、記載のとおりでございます。

本件の説明でございますが、詩人・作詞家等であります西條八十が、昭和10年4月から昭

和19年1月まで過ごした場所でございます。

西條八十は、東京市牛込区牛込払方町に、当時の石けん業を営んでいた西條家の三男として生まれました。その後、ただいま御説明をさせていただきましたが、昭和11年から淀橋町柏木433番地に居を構え、早稲田大学で教鞭をとる傍らにパリに留学などもしまして、その後、帰国後にさまざまな作品を世に送り出しております。著名なところでは、「銀座の柳」、「東京音頭」、あるいは「新宿音頭」などの作詞も行っているものでございます。

そして、昭和10年には柏木三丁目377番地。今回の史跡として指定をさせていただく場所でございますが、こちらに転居をいたしまして、「東京ブルース」ですとか、「蘇州夜曲」など、古賀政男、服部良一、古関裕而らとの作曲によりヒット曲を量産しました。

指定の理由でございます。西條八十は、新宿で生まれ、新宿で育ち、生誕地や大久保百人町など、78年の生涯のうち50年間を新宿で過ごしました。

柏木時代は前半13年、後半9年、合計で22年ということになりますが、2カ所の住居に居住したものでございます。このうち、宅地の範囲が比較的推定できる広範の居住を、今回は史跡として指定することで、柏木時代の八十の活動を顕彰することができると考えているものです。

続きまして、次のページを御覧ください。

ウ、女人芸術社跡、長谷川時雨、三上於菟吉旧居跡でございます。

諮問・答申の年月日は記載のとおりでございます。

種別は指定史跡でございます。所在地・所有者は記載のとおりでございます。

本件の説明でございますが、この地は、劇作家・小説家の長谷川時雨と、その夫で小説家の三上於菟吉の旧居跡であり、於菟吉の援助により時雨が発行しました女性のための文芸雑誌「女人芸術」の発行所であった女人芸術社の跡地でもあります。

この女人芸術という雑誌でございますが、大正12年に時雨が岡田八千代とともに創刊しましたが、このときは残念ながら2号で休刊となってしまいました。その後、昭和3年の7月に於菟吉からの資金援助を得て復刊いたしまして、昭和7年の6月の最終号まで4年間、計48冊が発行されたものでございます。

この雑誌の執筆者といたしましては、野上弥生子、神近市子、山川菊栄、高群逸枝、宮本百合子ら当時の中堅、あるいは大物作家のほかに、円地文子、大田洋子、それから林芙美子らの若手作家のデビューとなった雑誌でもございます。

指定の理由でございますが、女人芸術は当時の女性に自由な表現の場を提供し、後の日本

文学史上重要な小説家・評論家となる多くの文学者たちを世に送り出したものでございます。その中には、特に新宿区落合にゆかりの深い小説家・林芙美子が代表作である「放浪記」を発表したのもこの雑誌で、事実上、林芙美子はここでデビューを果たすということになります。その後も数々の名作を、この雑誌に掲載したことは注目に値すると考えております。

以上、新宿区としても、この住居跡、女人芸術社の跡は、地域史上・文学史上・近代女性史学上重要な史跡であると考えて指定するものでございます。

続きまして、新宿区登録文化財の登録についてです。

物件名でございますが、東京府仮小学第三校跡でございます。

諮問・答申の年月日は記載のとおりでございます。

種別は登録史跡。所在地・所有者、記載のとおりでございます。

仮小学というのは、ちょうど明治の初年に制度ができ上がったもので、江戸時代の藩校から、その後の明治の近代教育が築かれるまでの間の過渡期に当たるような位置づけでございます。

この地でございますが、明治3年、東京府によりまして設置された教育施設であります仮小学の跡でございます。仮小学は、6校が東京市内の寺院に堂塔等を利用して設けられましたが、その第三校が曹洞宗久宝山萬昌院、現在の中野区上高田の境内に置かれました。

このうち、第二校と第三校、仮小学、東京都内に6校置かれましたが、第二校と第三校が現在の新宿区内に設置されたものでございます。今回は、この第三校跡を史跡として登録するものでございます。

その後、この学校でございますが、明治の初等教育、近代教育の制度ができ上がり、それから戦前、戦後と時を経まして、現在では、愛日小の前身という位置づけになってございます。

登録の理由でございますが、東京府仮小学は、日本の近代教育確立への過渡期に設けられた教育機関として非常に重要であり、記録すべきものでございます。仮小学、この第三校が置かれた、萬昌院に置かれた期間は2年間と短いものでございますが、その跡地は地域史上、教育史上の史跡として重要なものでございます。

以上、4件、本委員会で決定を御承認いただけました後には告示を行いまして、その後、所有者に指定書・登録書を交付するとともに、文化財の説明板等を現地に設置をしております。また、情報発信につきましては、区のホームページ、広報しんじゅく、あるいは文化財のガイドマップ等で広く発信をしていく予定でございます。

説明は、以上でございます。

○教育調整課長 第18号議案の提案理由でございます。新宿区文化財保護審議会から答申のあった文化財について、新宿区文化財保護条例第5条に基づき新宿区指定文化財に指定し、及び同条例第7条に基づき新宿区登録文化財に登録するためでございます。

よろしく願いいたします。

○今野委員長 説明が終わりました。

第18号議案について御意見、御質問をお願いします。

○羽原委員 最初の物件の「明治期における国民思想の一面を示す情報」というのは、どんな内容ですか。

○文化観光課長 このときちょうど、時代が明治43年ということございまして、先ほど少し御説明をさせていただきましたが、日露戦争が終わった後、非常に国家主義というものが世の中に広まっていった時代でございます。

その中であって、江戸時代のほうに揺り戻しというのでしょうか、そのようなところもございまして、忠臣蔵の評価等も再評価が高まった時代。そういった時代の中であって、この高田馬場の決闘、既に御存じかと思いますが、赤穂浪士としても活躍をしたという伝説が残っております堀部安兵衛の碑を、改めてここに顕彰するという位置づけで建立されたものがございます。

○羽原委員 僕が聞きたかったのは、国民思想の一面について、どういう表現で出ているところが評価されたのか。もし原文があったら、後でいいですから、教えてください。

○文化観光課長 原文自体も、調査をしてございますので、後ほど資料提供をさせていただきます。

○羽原委員 それから、最後の物件の愛日小学校の前身たる第三校。この筑土八幡というところになりますか。

○教育長 場所ですか。

○羽原委員 いや。善国寺は神楽坂5丁目で、この記念碑というか、掲示する場所がどこになるのかと。萬昌院だと中野区になってしまいますし。

○文化観光課長 こちらは、資料に記載がございしますが、所在地・所有者というところがございます。こちらの所有者、丸山弘さんの私有地に説明板を立てさせていただきます。そこが、ちょうどこの萬昌院の本堂があったところと推定されております。

○羽原委員 もとの場所が、筑土八幡というわけですね。分かりました。ありがとうございます。

す。

○今野委員長 ほかはいかがですか。

では、私から一つ。昨年か、一昨年か、新宿の歴史博物館で、新宿にゆかりのある画家たちの連続講演会というのがありまして、興味があったので応募して、受かって、何回か聞かせていただきました。藤田嗣治とか、佐伯祐三、中村彝、東郷青児というのは、ここでこのように過ごしたという話の中で芸術性の解説があり、とても良い講座でした。

やはり地元ゆかりのある芸術家の活動したところというのは、そういう観点から聞くとよく分かるし、また郷土愛も高まったりします。きょうも西條八十の旧居跡がありますけれども、こういう人が新宿区に非常にゆかりのあった人で、大きな仕事をされたということで指定され、とてもありがたいと思いました。これからもぜひ幅広く目配りをして、こういう方々を取り上げていただくよう、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第18号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○今野委員長 ありがとうございます。

第18号議案は原案のとおり決定いたしました。

それでは、第15号議案から17号議案までの説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第15号議案から17号議案まで御説明させていただきます。

第15号議案を御覧ください。新宿区教育ビジョン個別事業（平成28年度～29年度）についてでございます。

教育ビジョン個別事業につきましては、平成27年6月3日の委員協議会で見直しの方針の御了承をいただき、作業を進め、11月6日の委員協議会で下案をお示しして以来、12月4日、また、平成28年1月8日の委員協議会で御議論いただくとともに、随時委員の皆様から御意見をいただき、その御意見を反映させながらつくり上げたものでございます。まとまった段階で、先日、2月5日に教育委員会で協議をさせていただいたところでございます。

従いまして、本日につきましては、2月5日の協議時点からの変更点を中心に御説明をさせていただきます。

まず変わった点は、新宿区教育大綱の掲載ページでございますが、8ページから4ページに変更してございます。こちらは、区長と教育委員会とが総合教育会議で協議・調整を十分に図った中で、区全体として大綱を定めたといったところで、構成上の観点から教育目標と

教育ビジョンの間に差し込んだものでございます。

次に、冊子の35ページを御覧いただきまして、丸数字の47、新中央図書館等の建設（旧戸山中学校の活用）。この事業名ですが、括弧書きの旧戸山中学校の活用が以前と比べて追加になったものでございます。こちらの事業は、第二次実行計画から第三次実行計画になる際に、新中央図書館等の建設と旧戸山中学校の活用が統合したといったことから、事業名として両方記載したものといたしましたものでございます。

変更点は以上でございます。

次に、今後の予定でございます。本日、御審議いただき、決定となりましたら、3月14日に文教子ども家庭委員会に報告し、学校等に通知いたします。

それから、現在冊子を作成していますが、4月の校園長会にて説明をします。また4月下旬には、要点をまとめたリーフレットを各幼稚園、小学校、中学校の保護者に配布をする予定でございます。また、ホームページに掲載するとともに、4月25日号の「しんじゅくの教育」にも掲載をし、広く周知する予定でございます。

それでは、第15号議案の提案理由でございます。新宿区教育ビジョンの個別事業について、新宿区第三次実行計画（平成28年度～平成29年度）の策定に合わせて見直しを行う必要があるためでございます。

次に、第16号議案及び17号議案の説明でございます。

第16号議案、新宿区立図書館基本方針の改定及び素案に対するパブリック・コメントの実施結果について、及び第17号議案、第四次新宿区子ども読書活動推進計画の策定及び素案に対するパブリック・コメントの実施結果については、中央図書館長から説明をさせていただきます。

○中央図書館長 それでは、第16号議案でございます。基本方針の改定に関する議案でございます。

新宿区立図書館基本方針につきましては、この間、委員協議会、また教育委員会等におきまして、御議論をいただいていたところでございます。

このほど、素案を案として御提案をして、御決定いただきたいというものでございます。

まず、基本方針の「はじめに」のところに、教育委員会名で新宿区の地域特性、また図書館に対する期待、そして平成20年1月に策定した現在の基本方針の成果、それから改定の経緯について述べさせていただいております。

次に、目次構成でございます。改定の主旨、背景、それから基本方針と資料編からなつて

ございます。

少し飛びますが、次に、4ページをお開きいただきたいと存じます。

4ページでは、基本方針の構成ということで、新宿区立図書館の使命を「区民にやさしい知の拠点」と位置づけました。また、方針といたしまして、6つ掲げてございます。「区民に伝える図書館」、「区民を支える図書館」、「区民が集う図書館」、「子どもの成長を応援する図書館」、「ICTの利活用の推進」、そして「図書館環境の整備」でございます。それぞれ方針ごとに数項目ずつ取り組み項目がございまして、合計30項目にわたり施策を展開していくものでございます。

以下、それらにつきまして細かい記載がございまして。

そして、恐縮ですが、16ページ、17ページをお開きいただきたいと存じます。こちらに、現在の基本方針の目次構成、項目、それからその後に策定いたしました新中央図書館等基本計画。そして、新たに策定する基本方針との目次構成の関係を記載してございます。一番右の欄が、それぞれ方針ごとに30の取り組み項目が並んでいるものでございます。

続きまして、別紙の資料を御覧いただきたいと存じます。

A4縦で基本方針の改定及び素案に対するパブリック・コメントの実施結果についての資料でございます。

まず、パブリック・コメントでございますが、平成27年10月25日から11月25日まで、記載のとおり行いました。意見の提出者9名、意見総数47件でございます。

意見の項目、左の欄は先ほど申し上げました基本方針の構成に対応しているものでございまして、右の欄が対応別の分類になってございます。意見総数47件、このうち意見を反映したもの3件、意見の趣旨に沿って取り組むもの5件、今後の取り組みの参考とするもの15件、意見の趣旨は取り込み済みのもの3件、意見として伺うもの10件、御質問にお答えしたものの11件でございます。

今回は、意見を反映したもの3件について御説明をさせていただきます。

次のページ、新宿区立図書館基本方針の素案のパブリック・コメントの意見要旨一覧と区の方考え方でございます。

まず12ページでございます。42番、項目としては「実現に向けて」ということで、御質問の部分と御意見の部分がありますが、「新宿区の総合計画・実行計画との関係を記載してはどうか」というような御意見で、これはそのように説明を追記することといたしました。

そして、次の13ページでございます。43番でございまして、新宿区緊急震災対策に基づい

て新中央図書館の建設予定地に移転をして、旧中央図書館には地域図書館をというようなこととでございます。こちらについても、「抄録を掲載するように」という御意見でございます。

そして、最後の14ページでございます。こちらは誤表記等の御指摘でございまして、それらにつきましては反映して、訂正をしております。

そして、資料2でございます。素案からの変更箇所新旧対照表でございます。

まず巻頭に「はじめに」を、素案のときにはなかったのですが、これを追加させていただきました。

それから目次、資料編に新宿区緊急震災対策の抄録をつけさせていただいてございます。

次に1ページでございます。改定の主旨のところ、素案のときには若干時系列が分かりにくい表記がございましたので、現在の基本方針が平成20年1月の策定で、その年の6月に図書館法の大幅改正という時系列が分かりやすいように表記を改めさせていただいてございます。

以下、文字の欠落等を追記させていただきました。

続いて12ページでございまして、先ほど意見を反映しますというところで、基本方針と基本構想、それから総合計画・実行計画の関係につきまして、下線部分を追記させていただくものでございます。

あと、最後の米印でございしますが、全体を通じまして、素案のときには「現行基本方針」、「改定基本方針」というような表記を分けてございました。基本方針の改定の御決定をいただきましたら、改定後の基本方針は全て「基本方針」として、現在の基本方針は「これまでの基本方針」、または「前基本方針」というように、都度表記を改めます。

以上が第16号議案の御説明でございます。

続きまして、第17号議案、第四次子ども読書活動推進計画の策定に関する御説明でございます。

こちらにも改定の案をお示ししてございます。新宿区子ども読書活動推進計画の11ページをお開きいただきたいと存じます。

新宿区子ども読書活動推進計画につきましても、委員協議会、また教育委員会等で御議論いただいていたところでございます。こちらに計画の視点・目標として、家庭、地域、それから区立図書館、子育て関係施設、それから学校におけるというように、それぞれステージ別に視点を設けまして、次の12ページでございます。計画期間中の平成28年度から平成31年度までの4カ年計画でございますが、数値目標として、①から⑤まで掲げてございます。

このうち、素案からの変更点を先に御説明申し上げますと、まず①と②でございます。区立図書館の子ども延べ利用人数の増加、それから②の区立図書館における子どもの年間貸し出し冊数の増加でございます。こちらは、従来、中学生と小学生以下というところをカウントしてございましたが、13ページの計画の対象に記載がありますように、「18歳までの子ども」ということでございますので、高校生等を追加いたしまして、目標値もそれらを見込んだ上方修正をしています。

それから、③は従来と同じ指標でございます、④が今回新たに追加した目標値でございます。子どものそれぞれの居場所に目ざして、団体貸し出しの利用率を増加させようという指標でございます。

それから、⑤でございます。小・中学校の児童・生徒の不読者率、1カ月間に1冊も本を読んでいる児童・生徒。これが低ければ低いほど読書が普及しているという指標になるわけでございますが、これは第一次、第二次、第三次までの計画で、小学生については5%以下、中学生については20%以下としていました。今回、この第四次計画の素案をつくる際には、かなり高い目標として、小学生2%、それから中学生5%と設定させていただきました。素案の策定後に、実際の区立小・中学校の不読者率の調査結果が出ましたところ、実績値が、目標値よりもかなり進んだ値ということになってございましたが、引き続きこれを維持して、目標値の達成を引き続き継続していきたいと考えてございます。

次に、16、17ページが各年齢段階別の施策体系、そして、18ページに各ステージ別のそれぞれの取り組み事業ということで、今回64事業ということでございます。前回は59事業でございましたので、新規の取り組みなども取り込んでございます。

そして、パブリック・コメントの結果でございますけれども、基本方針と同様の時期に同じように実施してございます。

子ども読書活動につきましては、御意見の提出者が2名ということで、意見総数12件でございます。このうち、意見を反映したもの1件でございます。それにつきましては、その次のページでございますけれども、パブリック・コメントに対する教育委員会の考え方の3ページでございます。子供読書活動推進計画の9ページ、項番9番の病院サービスの充実というところで、新宿区は病院サービスへのかなり手厚い読書活動の支援を行っておりますが、「貸し出し冊数の拡大を検討してほしい」という御意見に対しまして、御意見を反映するというので、充実した中身で取り組んでいきたいというものでございます。

また、先ほどの目標値の修正も含めまして、別紙資料2に、素案からの変更箇所を掲載し

てございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○教育調整課長 それでは、第16号議案及び第17号議案の提案理由でございます。

第16号議案の提案理由は、図書館の設置及び運営上の望ましい基準に規定する基本的運営方針及び事業計画である新宿区立図書館基本方針を改定する必要があるためでございます。

続いて、第17号議案の提案理由につきましては、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき策定した第三次新宿区子ども読書活動推進計画が平成27年度で終了することに伴い、新たに第四次新宿区子ども読書活動推進計画を定める必要があるためでございます。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 説明が終わりました。

第15号議案について、御意見、御質問をお願いします。

○菊池委員 感想です。これはみんなで討議したもので、よくできているなということで、「はじめに」と書かれているように、平成24年度から27年度までに取り組んできた各個別事業について、課題と成果を非常にしっかりと検証できたなど。そして、第三次実行計画との整合性も図るということではありますが、新宿区総合教育会議で区長とも5回にわたって、非常に濃密な審議をさせていただいて、教育委員たちもより理解を深められました。そしてまた事務局の方々も非常によくそれを酌み取ってくださって、非常にすばらしい柱と、ビジョンと、個別事業と、ここまで完成してくれたなど、非常にすばらしいものができたなど感じています。

また、羽原委員から、ご意見のあった用語解説を欄外に記載することも、これで非常に分かりやすくなりました。今まで分かりにくい片仮名文字が多くありましたけれども、これを教科書にして戻れば、こういうことを言っていると非常に分かりやすいです。内容もすばらしいものができ上がったなどというふうに感じましたので、一言感想を述べさせていただきます。

○教育長 ありがとうございます。

○今野委員長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

では、私から一点です。これは、平成28年度、平成29年度の計画ということで策定したわけですが、その後、これまでの取り組みの成果といいたいまいしょうか、実績を大きな項目ごとにまとめていただいております。これもとても参考になることですし、これから計画

を進める上での基本的な到達点ということで、貴重な記述になっていると思います。

こういった取り組みの実績ということですので、どうしてもアウトプット、何をどうしましたということで終始しがちですけれども、区民のほうからすれば、できるだけそういうことをやって、成果がどうだったのかという情報もほしいと思います。そういう意味では、なるべく事業を行ったことだけではなくて、アウトカムに当たるところも、ぜひにじみ出るような形で書いていただければと前から思っておりました。そういう意味で、今回、実践の事例が書かれています。こういった事例は読んでいて、質的な成果というのでしょうか、そういうものの一端が分かることで、とてもいいと思います。

これからも、質的な評価にかかわる部分として、ぜひいろいろな形で記載していただけるといいのではないかと思います。

○菊池委員 今、今野委員長がおっしゃったように、私もこの成果ですね。成果が出ているのが56ページ以降だと思いますが、これは本当にそういう表現としていいなと思いました。算数の放課後ぐんぐん教室の取り組みがすばらしいです。算数というのは、積み上がってだんだん分かっていくものですから、最初の土台がなかったら、上は絶対に成り立たないものだと思います。このような取り組みで、落合第三小学校では3年生から6年生までの共通の教材として、東京ベーシック・ドリルを使用して、小学校1年生から4年生までの基本的な内容を繰り返し学習することによって、もう一回しっかりと積み重ねていけるような土台をつくらせてもらえるということで、これは非常にいいなと思いました。

これによって点数が上がったかどうかというのも、ついでに出してもらおうと、より具体的なアウトカムというか、評価ができるのかなと思いました。これだけでも十分評価できるなと思いました。

ほかの項目も読んでいて、非常にいいなと思いました。

また、読書については、後から出てきますので、またコメントしたいと思います。

○今野委員長 ほかにいかがでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第15号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○今野委員長 ありがとうございます。

第15号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第16号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○羽原委員 大したことではありませんが、後半の資料に新宿区教育委員会中央図書館と表記されていますが、ふだん、こういった表記は使っていないと思います。公式の文書なので、正式名称にするべきではないでしょうか。

○中央図書館長 こちらは、改める方向で検討させていただきます。

○今野委員長 ほかに、いかがでしょうか。

○菊池委員 基本方針が、今までのものと、新しいもので違うという、16ページの図です。これで、絵によって分かります。そして、16ページ、17ページを見ますと、表現も16ページと少し違いますけれども、基本方針の使命は、「区民にやさしい知の拠点」という使命で、方針が、「区民に伝える図書館」、「区民を支える図書館」、「区民が集う図書館」、以下ありますけれども、今までに一番なかったのが、区民が集う図書館という点でしょうか。17ページの「改善」とか、「継続」という中に「新規」があって、17ページの「新規」となっている10番から15番のうち、12、13、14、15は区民が集う図書館という大きな枠組みの部分だなと思っています。

内容を見て、パブリック・コメントとも突き合わせてみましたが、ある程度実施していることも含まれていますよね。要するに、枠組みを変えて、それに合わせた表現とすることで、分かりやすくしようという意図なのではないでしょうか。その辺の意図を教えてくださいたいと思います。

○中央図書館長 これらにつきましては、こちらの基本方針の14ページのところに、改定後の基本方針と前基本方針との関係がございます。

御指摘のとおり、従来から行っているものをしっかりと方針の中に位置づけて、図書館の役割として、区民の皆さんに改めてお示ししていこうという、そういう意図でございます。

ここにあるように、読書会、映写会、講習会等、あるいは、社会教育の学習機会を利用した成果の活用といったようなことも役割としてございますので、これらの方針の中に新たに位置づけさせていただいたというものでございます。

○菊池委員 分かりやすくなり、いいなと思いました。

あと、区民を支えるという中で、8ページの9番ですかね。中小企業診断士による起業・創業・経営上の相談を行うビジネス情報支援相談、あと就職のための会社の資料をインターネットで見れるなど、いろいろありますよね。

これについては、非常にすばらしいなと思っています。以前から行っているということではありますけれども、実態というか、どのぐらい成果を上げているのか、教えていただければ

ばと思います。

○中央図書館長 これは、5年前ぐらいに始めたものでございまして、中小企業診断士が図書館資料も横に置き、いろいろなデータベースなどを利用しながら、創業などの御相談に応じてございます。

これは中央図書館と角筈図書館で実施してございまして、過去、創業した、起業したというのが、五、六件ほどあったと記憶してございます。

そういった意味では、現在、会社を経営している方の御相談、あるいはこれから何かやってみたいという方の御相談、あるいは就職に関して、業界情報などを知りたいという方のご相談といったところで、非常に幅広く就労支援をしております。

○菊池委員 ありがとうございます。

○今野委員長 ほかに、いかがでしょうか。

○古笛委員 この基本方針について直接というわけではありませんが、今回、パブリック・コメントをいただいて拝見しました。コメントをいただける方は、図書館を愛してくださっているという思いがすごく分かりました。

それに対するお答えについても、このとおりにかと思いますが、「今後の取り組みに参考にします」という御意見をいただいているところです。基本方針に入れる、入れないにかかわらず、もしできることがあれば、目に見える形で少しずつ御対応いただけたら、すごくうれしいと思いました。

例えば、図書館で働く方々の、「これはおもしろかった」という本を推薦していただきたいというところとか。確かにそれがあるとおもしろいなということで、図書館員が選んだ本という形では出しているけれども、そこに一言コメントがあるとか、あるいは図書館の職員さんだけではなくて、実際に区民の方が読んでおもしろかったというところを、大がかりではなく入れていただくとか。実際には、学校の図書館ではよくやられているので、そういうところを区立図書館でもやっていただければと思います。

あとは、新宿という切り口で、有名な夏目漱石とか、林芙美子だけではなくてというところも確かにそうだなと思いました。区民からすると、少しでも新宿とかかわりがあると、読んでみようかなとか、すごく興味を持つところだと思います。今も取り組んでいらっしゃいますが、もっと紹介してほしいというところがあるから、こういう意見が出てくると思うので、ぜひこういったところを御尽力いただきたいと思います。

○中央図書館長 今回、大変貴重な御意見、多数いただきましたので、今後の取り組みの参考

というのも、ただ意見を読んで終わりということではなく、図書館の日々の活動の中に、ぜひとも取り込んで、期待に応えていきたいと考えてございます。

○**今野委員長** では、私から一点です。この図書館の基本方針については、いろいろな側面からバランスよく検討していただいて、しっかりとした方針ができたと思っております。

それで、直接関係はないのですけれども、最近の図書館絡みの話題の一つに、新刊本を図書館が非常に早く、しかもたくさん用意するところがあって、出版界にとっては非常にマイナスだということがあります。そこを1年遅れとか、2年遅れでそろえてほしいということがあって、いろいろやりとりがあると思えますけれども、その点については、新宿区の図書館の方針はあるのでしょうか。

○**中央図書館長** 確かに出版社の中には、新刊書を図書館で購入して、すぐ貸し出しをすることで、出版不況の一因になっているというような御指摘があるところでございます。

新宿区立図書館としては、複本の購入については、1館につき最大3冊までという上限を設けてございます。それから、新刊だから全てを複数冊購入するのではなく、後々も同時に複数の利用が見込まれるものと、限定的にしてございます。

また、そういった図書館全体に対する出版社の御主張というのは、過去日本図書館協会などでも調査をされたことがございまして、必ずしもそういった御指摘は当たらない。逆に言うと、図書館のほうでいろいろ購入することによる出版の売上の伸びというのでしょうか、そういう効果もあるというようなことも一方ではあります。そういった議論、御意見があることは重々承知した上で、今後も引き続き基準に基づいて資料を収集し、きちんと御提供していきたいと思っております。

○**今野委員長** ほかによろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第16号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○**今野委員長** 第16号議案は原案のとおり決定いたしました。

次に、第17号議案について御意見、御質問をどうぞ。

○**菊田委員** すみません、委員長。恐縮ですが、ここで途中退席させていただきます。

〔菊田委員退席〕

○**菊池委員** 読書の意義というのは、ここに書かれているとおり、非常に大きいと感じているところです。特に、ここにも書いてありますけれども、まず第一歩は、幼少期における絵本

から入るといふことなのかなと思います。

3ページの(4)番の幼稚園・保育園・子ども園における読書環境・読書活動。乳幼児期における本との出会いは、心の成長に大きな効果があります。保護者に対して、絵本が子どもの豊かな心情を育むことを伝えていると。この部分が、僕は物すごく大事だと思います。

幼児健診のときに、その機会をとらまえて、必ず絵本を読んでもらって、その絵本の大事さを保護者に、本当にそれがすばらしい、大事なことだよということを言っていたいでいます。

それから、もう一つは、前から申し上げているのですが、今、日本小児科医会とか、小児科学会で、幼児、具体的には、2歳、3歳まではテレビやスマートフォンなどの画面は、できるだけ見せないほうが良いということを中心に声高に言っています。

また、おっぱいをあげるときに、自分はスマホを見ながらおっぱいをあげているとか、自分が忙しいときにビデオを見せながら、それで子守しているつもりという。それは、非常に子どもに悪影響を与えているということです。声高に言っておられる先生たちがいっぱいいらっしゃいます。ですから、絵本が良いということ、保護者に教育していただければ、非常にいいなと。幼児健診は、保護者全員が来る機会ですから、これをしていただければ随分違うと思います。

現時点でもしていただいているので、そのまま徹底していただければと思います。感想です。

○今野委員長 ほかにございますでしょうか。

御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第17号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○今野委員長 第17号議案は原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事を終了いたします。

◆ 報告1 平成27年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の審査結果について

◆ 報告2 平成28年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて

◆ 報告3 その他

○今野委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1及び報告2について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

○教育支援課長 それでは報告の1でございます。平成27年度新宿区教育委員会幼児・児童・生徒表彰の審査結果について御報告を申し上げます。

今年度、各小・中学校から推薦をされました候補者の中から、その業績が顕著で表彰が適当と決定されました団体2件、それから個人5件の計7件でございます。

お手元の資料を御覧いただきたいと思います。

団体・小学校については、今年度は該当するものはございませんでした。

次に、団体の中学校でございます。1つ目が牛込第三中学校の吹奏楽部ということで、推薦基準としては対外活動・コンクール等における著しい成果ということ。それから、長期、継続的な福祉活動ということで掲げられてございます。第55回東京都中学校吹奏楽コンクール東日本部門の銀賞。それから、地域での文化的な活動というところでございます。

2件目が、新宿西戸山中学校の女子駅伝部でございます。こちらは、第30回女子東京都中学校駅伝競走大会、135校が出場した中で、優勝ということでございます。全国大会にも出場しています。

それから、個人の小学生にまいりまして、1件目が江戸川小学校の川室翔海さんでございます。こちらは、東京都少年サッカー連盟のアンダー12の代表選手でございまして、大和ハウスカップアンダー12ジュニアサッカーワールドチャレンジ2015の準優勝ということでございます。こちらは、出場チームは16チームの中での準優勝ということでございます。

次に、天神小学校の盧承延さんでございます。こちらは、第1回全国小学生フェンシング選手権大会の女子エペ個人戦の優勝ということでございます。こちらは14名が参加ということで優勝でございます。

続きまして、余丁町小学校の榎本杏果さんでございます。こちらは、東横インジュニアゴルフオープン・11歳以下女子の部、第5位入賞等々、そのほかにもございますが、全国ランキングで現在10位ということでございます。

それから続きまして、個人・中学生でございますけれども、1件目は西新宿中学校の鶴見萌々子さんでございます。こちらは、第54回東京都中学校総合体育大会陸上競技大会の砲丸投げで第2位でございます。そのほかは、御覧のとおりという形でございます。

それから、2つ目が新宿養護学校の中学部の上月珠月さんでございます。こちらは、その他表彰に値する行為ということでございまして、日本英語検定協会の2015年度第2回実用英

語技能検定の準2級でございます。高校中級程度の検定に合格したというところと、あともう一点、新宿西戸山中学校におきましてE S Sに参加いたしまして、夏に行われています英語学芸発表会等々で御活躍されたというところで、ほかの生徒の模範となる活動ということで表彰させていただきます。

なお、今回の表彰団体及び個人につきましては、3月11日、来週でございますけれども、表彰式を行わせていただきます。それから、4月25日発行のしんじゅくの教育及び区のホームページでも広く周知をしていきます。

○**学校運営課長** それでは、報告2の平成28年度新入学学校選択制度中学校補欠登録者の繰上げについて報告させていただきます。

今回の繰り上げ対象校といたしましては、学校選択制度により抽選となった抽選校であります牛込一中、西早稲田中、新宿西戸山中の3校でございます。

お手元の資料にあるとおりでございます。

繰り上げに当たっての基準につきましては、中学校1年生は35人学級で編成することを踏まえ、入学式までの間に転入者があっても定員を超えない数とし、1学級を33名とし、各校の繰り上げ基準につきましては、牛込第一中学校は3学級でございますので99名。西早稲田中、新宿西戸山中につきましては4学級でございますので132名とさせていただきました。

今回の繰り上げ状況は、この表のとおりでございますけれども、新宿西戸山中が一部繰り上げ、その他の牛込第一中学校、西早稲田中は全員繰り上げとなっております。ちなみに、昨年につきましては、抽選校が4校ございまして、そのうち3校が全員繰り上げ、1校が一部繰り上げとなっております。

今年は、具体的には、牛込第一中につきましては、11月の抽選で補欠となった方が16名で、繰り上げ基準の2月17日時点で6名となりました。受け入れ基準が99名でございますので、その時点での入学予定者が70名ということで6名を全員繰り上げました。

西早稲田中につきましては、11月の抽選時に補欠となった方が18名いまして、繰り上げ基準日の2月17日時点で9名ございました。受け入れ基準132名に対しまして、その時点での入学予定者が112名でございますので、9名全員を受け入れまして121名となっております。

新宿西戸山中につきましては、11月の抽選時に補欠となった方が双子の世帯1組を含む33組34名いらっしゃいまして、2月17日の時点で補欠登録者は26組27名でございます。入学予定者が115名でございますので、16組17名を繰り上げ、残る10名の方は指定校への入学とな

ってございます。

なお、この繰り上げの結果につきましては、既に2月19日に補欠登録者宛て通知いたして
ございます。

○今野委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方は、どうぞお願いします。

[発言する者なし]

○今野委員長 特にありませんか。

ゴルフ、フェンシングといった特定の種目ですばらしい才能を発揮する子がたくさんいる
なと思って、すごいと思いました。

○菊池委員 オリンピックも近づいていますからね。

○古笛委員 盛り上がりますね。

○教育長 砲丸投げが強いですね。

○古笛委員 砲丸投げの子は有名ですね。

○今野委員長 特によろしいですか。

それでは、報告1の質疑は終了いたします。

次に報告2について、御意見、御質問ある方はお願いします。

よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○今野委員長 ほかに御質問がなければ、報告2の質疑を終了いたします。

次に報告3、その他ですが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○今野委員長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3時10分閉会